

## (2) 育児休業中の方の申込み

### 育児休業中の方の申込み

育児休業中の申込みは、保育認定の事由が「就労」となるため、入所が決定した場合には、入所月の翌月1日までに「育児休業を取得した勤務先に同条件で」復職する必要があります。

復職の確認方法 ※復職の確認ができなかった場合、退所となる場合があります。

4月に入所した方	5月に実施する支給認定の現況確認（継続通園）の手続きで「就労証明書」をご提出いただき、復職の確認を行います。
5月以降の月に入所した方	「復職証明書（板橋区指定の書式、勤務先の証明が必要）」のご提出で、復職の確認を行います。

#### 【4月入所した場合の復職日について】

育児休業中で復職を前提に申込みした方の復職期限は「入所月の翌月1日まで」です。

そのため、5月1日までに復職する必要があります。

Q.5月1日に有給休暇取得で復職し、5月2日も有給休暇取得、実際の就労開始はG.W明けの5月7日からでも大丈夫ですか？

⇒育児休業からの復職が条件のため、有給休暇取得での復職でも問題ありません。

#### 復職時、育児短時間勤務制度等で勤務時間が短くなりますが、指数はどうなりますか？

育児短時間勤務制度等を利用する場合、勤務時間が月72時間（月12日以上かつ日中6時間等）以上（休憩時間含む）であれば、正規の勤務内容の指数で算定します。

育児時間中の就労時間については、就労証明書の「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄で時間を確認します。「6. 就労時間」には、育児時間取得前の正規の契約時間をご記載ください。

#### 申込みの段階では育児短時間勤務制度等を利用するか決まっていらないのですが、復職する際に決めても問題ないですか？

申込み時に育児短時間勤務制度等の利用予定がなくても、復職時に月72時間（月12日以上かつ日中6時間等）以上（休憩時間含む）の勤務であれば問題ありません。（復職後に提出いただく「就労証明書」、もしくは「復職証明書」で時間の確認を取ります。）

#### 申込み時と復職時の就労時間が異なりますが、大丈夫ですか？

原則として、申込み時の就労時間で算定した指数と、復職時の就労時間で算定する指数が同じである必要があります。ただし、育児短時間勤務制度等を利用する場合は、勤務時間が月72時間（月12日以上かつ日中6時間等）以上（休憩時間含む）であれば、正規の勤務内容の指数で算定することになるため、申込み時より時間が短くなっても問題ありません。この場合、「就労証明書」の「12. 育児のための短時間勤務制度利用有無」に、変更後の勤務時間をご記載いただくことで、勤務時間の確認を取ります。

	申込み時	復職時
○	月160時間の勤務	育児短時間勤務利用で月72時間の勤務
×	月160時間の勤務	契約変更により、「正規の勤務時間」が月72時間に変更
×	月160時間の勤務	育児休業取得先では復職せず、違う勤務先で「正規の勤務時間」が月72時間の勤務で復職

## 派遣社員ですが、復職先が未定でも問題ないですか？

復職先が未定でも問題ありませんが、申込み時に就労証明書で証明した時間と同条件で復職する必要があります。ただし、育児短時間勤務制度等を利用した復職も可能です。

	申込み時	復職時
○	派遣元 A 社、派遣先 B 社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元 A 社、派遣先 C 社で月160時間の就労で復帰
○	派遣元 A 社、派遣先 B 社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元 A 社、派遣先 C 社で、育児短時間勤務利用で月120時間の就労で復帰(正規の勤務時間は、月160時間)
×	派遣元 A 社、派遣先 B 社で育児休業を取得し、月160時間の就労証明書を提出し、申込み	派遣元 A 社、派遣先 B 社で、契約時間を変更し、「正規の勤務時間」が月120時間の就労で復帰

## 下の子の育児休業中ですが、上の子の転園の申込みはできますか？

育児休業取得中で申込みされた場合、入所月の翌月1日までに復職することが原則ですが、「上のお子さんが板橋区民（転入予定を含む）で認可保育施設・認可外保育施設に在籍している場合」のみ、復職予定なしでの転園申込みができます。その際、選考の指数は20点（保護者1 10点、保護者2 10点）の固定点となります（※地域型保育施設の卒園児を除きます）。

## 育児休業の延長を希望される方へ

育児休業の延長を希望される方は、下記事項をご確認いただき、申請書の「**1** 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の裏面「育児休業確認票」のうち「育児休業を取得しており、延長するため入所は希望しない」にチェックをし、署名のうえ、お申込みください。

申込みにあたっては、通常の申込と同様の書類一式が必要となります。

※入所保留を希望される世帯については、選考指数を20点の固定点とします。

※希望施設に空きがある場合も、入所保留の希望期間中は、新たに申請される方の利用を優先するため、選考結果を「入所保留」とします。

※上のお子さんが認可保育施設に在園中で下のお子さんの育児休業を取得した場合、生まれたお子さんが満1歳の誕生日を迎えた次年度の4月末までは在園できます。この期間を超えて育児休業を延長された場合、上のお子さんは認可保育施設を退所していただきますので、ご了承ください（※上のお子さんが前記4月の時点で4・5歳児クラスである場合は、育児休業を延長されても卒園まで利用可能です）。

※申請有効期間中に入所保留の希望がなくなった場合は、「申込内容変更届」に申込取下または入所希望へ切り替えの旨を記載し、ご提出ください。

※入所保留希望での申込みができるのは、板橋区民のみです（転入予定を含む）。